

您好 神奈川

日本神奈川县

こんにちは神奈川

2010年 冬季刊 第2号 (第19期)

こんにちは神奈川

検索

【URL】 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/tagengo/hello_kanagawa_chi.html

— 「こんにちは神奈川」は、神奈川県が提供する外国籍県民向け生活情報紙です—
— “您好神奈川”是神奈川県面向外籍县民提供的生活信息刊物—

2011年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における 在県外国人等特別募集について

有关2011年度神奈川県公立高中入学者选拔中的本县外国人等的特别招生

● 志願資格：次の①、②、③のすべてにあてはまる人

① 保護者とともに県内に在住し（定時制は本人のみ在住または勤務先が県内で可）、2011年3月31日までに中学校を卒業または卒業見込の人

② 2011年4月1日現在で15歳以上の人

③ 外国籍を有する（難民として認定された人を含む。）または日本国籍を取得して3年以内の人で、入国後の在留期間が2011年2月1日現在で通算3年以内の人

※ 海外の中学校（学校教育における9年の課程）の出身者は、県教育委員会への志願資格承認申請が必要です。2010年12月3日の志願者説明会で、申請および志願に必要な書類などを配付しますので、できる限りご参加ください。（場所：横浜市西公会堂（横浜駅西口徒歩10分）、時間：14時より、通訳者もいます。）

● 募集校：【全日制】県立：鶴見総合・神奈川総合・平塚湘風・座間総合・有馬・愛川・相模原青陵・橋本、横浜市立：横浜商業

【定時制】県立：相模向陽館（午前部・午後部）

● 日程：【全日制】出願期間2011年2月4日・7日、志願変更期間2月9日・10日、学力検査など2月17日、合格発表2月25日

【定時制】出願期間2011年3月2日・3日、志願変更期間3月4日・7日、学力検査など3月10日、合格発表3月16日

● 検査の内容：外国語（英語）・国語・数学・面接

※ 横浜市立横浜商業高校のみ実技検査も実施します。

※ なお、特別募集以外の一般募集においても、日本語を母語としない人で一定の条件を満たす志願者は、申請により、検査時間の延長やルビ（漢字のふりがな）付き問題文などの受検上の配慮が受けられます。

【日本語での問い合わせ】

県高校教育企画課 TEL：045-210-8084

● 报名資格：符合下列①、②、③所有条件的人

① 与监护人一同在县内居住（定时制，仅限本人在县内居住或工作单位在县内即可）、2011年3月31日初中毕业或预定毕业的人

② 2011年4月1日为15岁以上的人

③ 拥有外籍（包括作为难民被认定的人）或取得日本国籍3年以内的人、入国后的在留期间至2011年2月1日时通算在3年以内的人

※ 海外初中（学校教育9年课程）的出身者，需要到县教育局委员会进行学生报名资格的认可申请。2010年12月3日的报名者说明会上，将分发申请及报名所需要的文件等，请尽可能前来参加。

（地点：横浜市西公会堂（横浜站西口步行10分钟）

时间：14时开始，配备有口译人员）

● 招生校：【全日制】县立：鹤见综合、神奈川综合、平塚湘风、座间综合、有马、爱川、相模原青陵、桥本 横浜市立：横浜商业 【定时制】县立：相模向阳馆（上午部、下午部）

● 日程：【全日制】报名期间2011年2月4日、7日 报名变更期间2月9日、10日 学力检测等2月17日 合格发表2月25日 【定时制】报名期间2011年3月2日、3日 报名变更期间3月4日、7日 学力检测等3月10日 合格发表3月16日

● 考试内容：外语（英语）、国语、数学、面试

※ 仅限横浜市立横浜商业高中还要实施实技检查。

※ 在特别招生以外的一般招生中，日语非母语的人中符合一定条件的报名者，通过申请，可以在考试中受到照顾，如延长检查时间、问题文章可附假名（汉字假名）等。

【日语问讯处】

县高中教育企划课 电话：045-210-8084

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

大規模地震に備えましょう！ 防范大規模地震！

日本は地震が多い国です。大規模地震による被害を防ぐため、皆さんも日ごろから、家庭や地域で災害に備えておきましょう。

●自分でできる地震対策

家族で地震について話し合しましょう

①一人ひとりの役割分担、②家族が離ればなれになった時の連絡方法、③避難場所の確認、④貴重品や救急薬品などの非常持出品の準備について、家族で話し合しましょう。

耐震診断を行いましょう

地震から身を守るには、自分の家の強度を知ることが大切です。積極的に専門的な耐震診断を受け、必要があれば、早めに改修しましょう。

なお、耐震診断・改修は、費用の助成や税金の優遇が受けられる場合があります。お住まいの市町村にお問い合わせください。

家具や電化製品を固定しておきましょう

ご自宅の家具や電化製品がしっかり固定されているか点検しましょう。

日本是一个多地震国家。为了防范大規模地震造成的损失，大家应该从平时做起，在家庭与地区做好防灾准备。

●自己可以从事的地震对策

与家人一起商谈下列防范地震事宜

①每个人的分工，②家人离散时的联系方式，③确认避难场所，④贵重物品与救急药品等紧急携带物品的准备。

进行抗震诊断

为了保护自己不受地震伤害，了解自己家的房屋抗震强度十分重要。应积极接受专业性的抗震诊断，如果需要，应尽早进行改修。

抗震诊断及改修有时可以享受费用补助与税金优惠。请向居住的市町村进行询问。

将家具与电器进行固定

请就自家的家具与电器是否牢固固定进行认真检查。

家具や電化製品の固定をしていないと・・・

如果家具与电器没有牢固固定...

 <p>家具の下敷きに！ 您会被家具砸伤！</p>	 <p>破損したガラスや食器で怪我！ 破损的玻璃与餐具会伤人！</p>	 <p>避難路が塞がれる！ 逃退出路会被堵塞！</p>	 <p>高価な電化製品が台無しに！ 高价的电器会被损坏！</p>
---	---	--	--

●地域の防災活動に参加しましょう

お住まいの市町村や地域で行う防災訓練などの防災活動に参加しましょう。

●海岸近くにいる時は

津波が来る前に避難しましょう

地震の発生後には、津波が発生することがあります。強い大きな揺れやゆっくりとした長い揺れを感じたとき、津波警報が発表されたときは、急いで避難場所や高台などの安全な場所に避難しましょう。

津波情報看板を確認しましょう

相模湾沿岸の海岸近くには、避難場所を記載した津波情報看板が設置されています。事前に避難場所を確認しておきましょう。(看板は日本語のみ)

●参加地区的防灾活动

请参加居住的市町村与地区举办的防灾训练等防灾活动。

●靠近海岸时

请在海啸到来前进行避难

地震发生后，有时会发生海啸。当出现强烈摇晃与缓慢、长时间摇晃时，当发布海啸警报时，请尽快到避难场所与高坡等安全场所进行避难。

请确认海啸信息板

在相模湾沿岸的海岸附近，设置了记载避难场所的海啸信息板。请事前就避难场所进行确认(海啸信息板仅有日文)。

希望具体了解地震对策时，请见以下手册等。

【防灾手册 自信面对地震(财团法人消防科学综合中心发行)】
(日文、英文、中文、韩国・朝鲜文、葡萄牙文)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/2seikatujouhou/jishin-bousaisenta-.pdf>

地震対策について詳しく知りたい場合は、以下のパンフレットを見てください。

【防災パンフレット 地震に自信を(財団法人消防科学総合センター発行)】

(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/2seikatujouhou/jishin-bousaisenta-.pdf>

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語：045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口
汉语：045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

(日本語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語)

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/tagengo/spa/jishin.pdf

【日本語での問い合わせ】

県災害対策課 TEL: 045-210-3425

(日文、西班牙文、他加祿文、泰文、越南文、老挝文、柬文)

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/tagengo/spa/jishin.pdf

【日语问讯处】

县灾害对策课 电话: 045-210-3425

配偶者などからの暴力に悩んでいる方へ
致因配偶等施加暴力而苦恼的人们

◆配偶者などからの暴力被害者のための多言語相談窓口のご案内◆

配偶者や親しい男性などからの暴力に悩んでいる方のための多言語相談を実施しています。(相談は無料) 秘密は固く守ります。一人で悩まず、まず電話をしてください。周りに悩んでいる人がいたら相談窓口を教えてください。

※ 緊急時は110番※

● 電話番号: 050-1501-2803 (配偶者暴力相談支援センター)

● 相談日・時間: 月～土曜日 10時～17時

● 対応言語: 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

【日本語での問い合わせ】

配偶者暴力相談支援センター TEL: 045-313-0745

● 受付時間: 月～金の9時～21時、祝日の金曜は休み

◆多言語版リーフレット「夫からの暴力に悩むあなたへ」を無料で配布しています◆

これには、どんな暴力があるのかや、被害者が相談できる窓口などが書かれています。困っている人は相談してください。

● 言語: 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語

● 配布場所: 県・市町村相談機関、国際交流関係施設など

【日本語での問い合わせ】

県かながわ女性センター研究情報課 TEL: 0466-27-2114

◆面向配偶等暴力受害者的多语种咨询窗口介绍◆

面向因配偶与男友等暴力而苦恼的人们，实施多语种咨询(咨询免费)。严守秘密。不要一个人苦恼，首先请拨打电话。如身边有苦恼的人，请向她说明咨询窗口的联系方式。

※ 紧急时请拨打110号※

● 电话号码: 050-1501-2803 (配偶者暴力咨询支援中心)

● 咨询日、时间: 星期一～六 10时～17时

● 对应语言: 英语、汉语、韩国·朝鲜语、西班牙语、葡萄牙语、他加祿语、泰语

【日语问讯处】

配偶者暴力咨询支援中心 电话: 045-313-0745

● 受理时间: 星期一～五的9时～21时、节日的星期五休息

◆免费发送多文版小册子“致面向丈夫暴力而苦恼的你”◆

本小册子的内容包括有哪些暴力、受害人可以咨询的窗口等。苦恼者请前往咨询。

● 语言: 英语、汉语、韩国·朝鲜语、西班牙语、葡萄牙语、他加祿语、泰语、越南语

● 分发地点: 县、市町村咨询机构、国际交流相关设施等

【关于日语的问询】

神奈川女性中心研究信息课 电话: 0466-27-2114

神奈川県最低賃金のお知らせ
神奈川県最低工资的通知

2010年10月21日から神奈川県最低賃金は、時間額818円(29円引き上げ)となりました。この最低賃金は、県内で働く常用・臨時・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。使用者はこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【日本語での問い合わせ】

神奈川県労働局賃金課 TEL: 045-211-7354

県労政福祉課 TEL: 045-210-5739

从2010年10月21日开始，神奈川県最低工资为每小时818日元(提高29日元)。该最低工资适用于县内专职、临时雇用、临时工等所有劳动者。用工者必须支付该金额以上的工资。

【日语问讯处】

神奈川県労働局賃金課 电话: 045-211-7354

県労政福祉課 电话: 045-210-5739

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。
中国語: 045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语: 045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

かながわ医療情報検索サービスをご利用ください 请利用神奈川医疗信息检索服务

ホームページ「かながわ医療情報検索サービス」で、県内の医療施設の情報検索ができます。(HPは日本語のみ。)

例えば、英語、中国語、韓国・朝鮮語などで対応可能な施設がわかります。

- 検索できる施設：病院、診療所、歯科診療所、助産所、薬局
- 検索できる情報：名称、所在地、電話番号、診療(営業)日、交通手段、駐車場、対応言語、障がい者に対する配慮、保険取り扱い、クレジットカード利用可否、診療内容、調剤可能な内容、スタッフ数、患者数など

【かながわ医療情報検索サービス】

<http://www.iryu-kensaku.jp/kanagawa/>

【日本語での問い合わせ】

県医療課 TEL：045-210-4869

県薬務課 TEL：045-210-4967

利用网页“神奈川医疗信息检索服务”，即可就县内医疗设施的信息进行检索（仅限日文对应）。

例如，可以了解能利用英语、汉语、韩国・朝鲜语等对应的设施。

- 可检索设施：医院、诊疗所、牙科诊疗所、助产（接生）所、药局

- 可检索信息：名称、所在地、电话号码、诊疗（营业）日、交通、停车场、对应语言、对残疾人的优惠、可否利用健康保险、可否利用信用卡、诊疗内容、可开药内容、工作人员数、患者数等

【神奈川医疗信息检索服务】

<http://www.iryu-kensaku.jp/kanagawa/>

【日语问讯处】

县医疗课 电话：045-210-4869

县药务课 电话：045-210-4967

国民健康保険についてのお知らせ 国民健康保险的告知

国民健康保険とは、自営業の人やアルバイトなどで勤務先の健康保険に加入できない人を対象とした公的医療保険制度です。市町村が窓口となっています。外国人も加入することができます。

- 対象となる外国人：外国人登録をしていて、認められた在留期間が1年以上の人。(1年未満の在留期間でも、1年以上日本に滞在する予定がある人は加入できる場合があります。)

- 保険給付：病気やけがをした場合に、病院や薬局などでかかった治療費や薬剤費の7～9割が保険から支払われます。

- 保険料：保険料の額は市町村によって異なります。保険料は必ず期限までに支払います。保険料の計算方法や支払い方法などについては、お住まいの市町村にお尋ねください。

【日本語での問い合わせ】

お住まいの市区町村の国民健康保険を担当する窓口

県医療保険課 TEL：045-210-4881

国民健康保険は以个体经营者以及临时工等不能加入工作单位健康保险者为对象的公共医疗保险制度。以市町村作为受理窗口。外国人也可以加入。

- 应加入的外国人：办理了外国人登记、并被批准持有1年以上上居留资格的人（即使被批准的居留期间不满1年，但预定将在日本居留1年以上者也可加入）。

- 保险付给：患病或受伤时，在医院与药房等花费的治疗费与药费的7～9成由保险支付。

- 保险费：保险费金额各市町村有所不同。请务必按时支付保险费。有关保险费的计算方法与支付方法等，请向居住的市町村询问。

【日语问讯处】

居住的市区町村国民健康保险担当窗口

县医疗保险课 电话：045-210-4881

* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。

中国語：045-321-1339 木・第4火曜日 9時～16時

【日语以外的问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-321-1339 星期四、第4星期二 9时～16时

次号(春号)は、2011年3月に発行予定です。

【編集・発行】神奈川国際課 TEL：045-210-3748

下一期(春季号) 预定于2011年3月发行。

【编辑・发行】神奈川县国际课 电话：045-210-3748

* 県へのご意見・ご要望をお持ちしています。

郵送：〒231-8588 県国際課あて

FAX：045-212-2753

* 对县里的意见与希望请与下列部门联系。

邮寄：〒231-8588 神奈川县国际课

传真：045-212-2753